



# 新賃金回答が示される

## 新賃金回答

### 令和2年4月1日現在満55歳未満社員

- ・ 定期昇給実施、昇給係数は4とする。
- ・ 基本給改定を実施し、基本給に対し所定昇給額の10分の1の額並びに、主幹職B以上・技術専任職・S等級以上に200円、主務職・T等級に100円加える。

### 令和2年4月1日現在満55歳以上社員

- ・ 基本給改定を実施し、令和2年4月1日現在の基本給に対し、在職する等級により前項に準じて計算した額に賃金規定附則第3項を適用した額を加える。

### エルダー社員、グリーンスタッフ社員

- ・ エルダー社員の基本賃金に400円加える。
- ・ グリーンスタッフ社員に400円加える。

# 中央本部は持ち帰り検討